

長崎県公共交通事業燃料等高騰対策支援事業支援金実施要綱

制定 令和8年1月13日 7交政第36号

(趣旨)

第1条 県は、燃料等高騰の影響による経費の増加に伴い、厳しい経営環境にある公共交通事業者等に対して、事業の継続に繋げるための支援金（以下「支援金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、長崎県補助金等交付規則（昭和40年長崎県規則第16号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、長崎県地域振興部関係補助金等交付要綱（平成23年長崎県告示第456号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及びこの実施要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この実施要綱において「公共交通事業者等」とは、次の各号に掲げる事業を行う者をいう。

- (1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営む者のうち、道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第3条の3第1号に規定する路線定期運行事業者（以下「路線バス事業者」という。）
- (2) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業を営む者（以下「貸切バス事業者」という。）
- (3) 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第2項に規定する第一種鉄道事業を営む者（以下「鉄道事業者」という。）
- (4) 軌道法（大正10年法律第76号）第3条に規定する運輸事業を営む者（以下「軌道事業者」という。）
- (5) 海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第5項に規定する一般旅客定期航路事業を営む者（以下「航路事業者」という。）
- (6) 航空法（昭和27年法律第231号）第102条に規定する本邦航空運送事業を営むもの（以下「航空路事業者」という。）
- (7) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業（福祉輸送事業限定を除く。）を営む者（以下「タクシー事業者」という。）
- (8) 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）第2条第1項に規定する自動車運転代行業を営む者（以下「自動車運転代行業者」という。）

(対象事業者)

第3条 支援金の対象となる事業者は、次の各項に掲げる要件を満たす者とする。

2 次の各号のいずれかに該当する者であること

- (1) 路線バス事業者においては、長崎県内に本社又は支社があること
 - (2) 貸切バス事業者においては、長崎県内に本社があること
 - (3) 鉄道事業者及び軌道事業者においては、長崎県内に本社があること
 - (4) 航路事業者においては、複数の市町を結ぶ航路を運航する者であって、長崎県内に本社があること。又は、長崎県内の離島と他県を結ぶ離島航路を運航する事業者であって、長崎県内に支社又は支店があること
 - (5) 航空路事業者においては、長崎県内に本社があること
 - (6) タクシー事業者及び自動車運輸代行事業者においては、法人事業者は本社が、個人事業者は本人の住所地が長崎県内にあること
- 3 引き継ぎ事業実施の意志がある事業者であること
- 4 申請時点において、長崎県税の滞納がない者であること
- 5 長崎県暴力団排除条例（平成23年長崎県条例第47号）第2条第1号及び第2号に該当しない事業者であること

(支援金の額)

第4条 支援金の額は、次の各号に定める額とし、予算の範囲内において定める額とする。

- (1) 路線バス事業者にあっては、自動車検査証の有効期間内である乗合バス（1人乗り以上）1台あたり49千円とし、主に長崎県内の路線で事業を実施するために保有し、かつ使用する台数を乗じた額とする。
- (2) 貸切バス事業者にあっては、自動車検査証の有効期間内である貸切バス1台あたり39千円とし、長崎県内で保有し、かつ使用する台数を乗じた額とする。
- (3) 鉄道事業者にあっては、車両1両あたり195千円とし、長崎県内で事業を実施するために保有し、かつ使用する車両数を乗じた額とする。
- (4) 軌道事業者にあっては、車両1両あたり39千円とし、長崎県内で事業を実施するために保有し、かつ使用する車両数を乗じた額とする。
- (5) 航路事業者にあっては、カーフェリー1隻あたり6,900千円、20トン以上の旅客船1隻あたり4,200千円、20トン未満の旅客船1隻あたり255千円とし、主に長崎県内の航路で事業を実施するために保有し、かつ使用する隻数を乗じた額とする。また、航路事業者のうち一部事務組合については、算出した額に2分の1を乗じた額とする。ただし、隻数については、ドック時の代船を除き、また、長崎県から航路の一部又は全部について航路

運営費等補助を受けている航路に使用する船舶を除くこととする。

- (6) 航空路事業者にあっては、航空機1機あたり13,950千円とし、長崎県内で保有し、かつ使用する機体数を乗じた額とする。
 - (7) タクシー事業者にあっては、自動車検査証の有効期間内であるタクシー1台あたり9千円とし、長崎県内で保有し、かつ使用する台数を乗じた額とする。
ただし、福祉対象車両は除く。
 - (8) 自動車運転代行事業者にあっては、自動車検査証の有効期間内である随伴用自動車1台あたり4千円とし、長崎県内で保有し、かつ使用する台数を乗じた額とする。
- 2 支援金の額は、令和7年12月1日時点で第2条の各号に掲げる事業に使用する台数、車両数、隻数及び機数を基準とする。

(交付申請)

第5条 支援金の交付を受けようとする者（以下「交付申請者」という。）は、規則第4条の規定による長崎県公共交通事業燃料等高騰対策支援事業支援金交付申請書（様式第1号）、誓約書（様式第2号）及び様式第1号に規定する書類を添付して知事に提出しなければならない。

(交付申請受付期間)

第6条 交付申請を受け付けることができる期間は、令和8年1月13日から令和8年2月27日までとする。

(交付決定及び額の確定)

第7条 知事は、第5条の交付申請書を受理したときは、速やかに申請内容を審査し、支援金を交付すべきものと認めたときは、規則第7条及び第14条の規定による長崎県公共交通事業燃料等高騰対策支援事業支援金交付決定通知書及び交付額確定通知書（様式第3号）により交付申請者に通知するものとする。

- 2 知事は、前項の規定により審査した結果、支援金を交付しないことを決定したときは、長崎県公共交通事業燃料等高騰対策支援事業支援金不交付決定通知書（様式第4号）により、交付申請者に通知するものとする。

(交付決定の取消し及び返還命令)

第8条 知事は、交付申請者が偽りその他不正な手段により支援金の交付を受けたと認めたときは、規則第9条の規定に基づき、支援金の交付決定を取消し、期限を定めて、その返還を命じるものとする。

(交付申請の取下げ)

第9条 支援金の交付決定を受けた者は、支援金の交付決定の内容、又はこれに付された条件に不服があるときは、規則第8条の規定に基づき、申請を取下げができる。

- 2 前項の規定により申請を取下げができる期間は、第7条の規定による通知があった日から20日以内とし、取下げの申請をしようとする者は、長崎県公共交通事業燃料等高騰対策支援事業支援金交付申請取下届出書（様式第5号）を知事に提出しなければならない。

(交付手続の特例)

第10条 規則第21条の規定により、規則第7条（交付の決定の通知）、第14条（額の確定）の各手続を併合することができるものとする。

- 2 規則第21条の規定により、規則第13条（実績報告）、第16条第1項（交付請求）の各手続を省略できるものとする。

(状況の報告)

第11条 前条の規定に関わらず、知事は支援金に係る事業の実施状況の報告を、求めることができる。

(権利の譲渡又は担保の禁止)

第12条 支援金を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(雑則)

第13条 この実施要綱に定めるもののほか、支援金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年度から適用する。
- 2 この要綱は、第8条及び第11条の規定を除き、令和8年3月31日限りで効力を失うものとする。